

一般社団法人日本教育支援連盟 入会規約

第一条（目的）

この規約は、一般社団法人日本教育支援連盟の定款規定により設置する入会及び会員の必要事項を定め、もって関係者の当法人に対する協力・理解を高めることにより、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第二条（入会資格）

当法人の趣旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力し下記の者を会員とする。

1. 会員：教育機関
2. 賛助会員：関係企業・団体
3. 個人会員

第三条（会費）

第一項 下記に定める入会金・年会費を納入するものとする。

1. 会 員：入会金10,000円 年会費30,000円（1口）
2. 賛助会員：入会金10,000円 年会費30,000円（1口）
3. 個人会員：入会金1,000円 年会費10,000円

第二項 入会金・年会費の詳細は下記に定める

1. 入会金は、当法人運営に必要な経費に充当するものとする。
2. 賛助会員及び個人会員の年会費については、当法人運営に必要な経費に充当するものとする。

第三項 入会金・年会費の支払いについて

1. 入会金は入会時に支払うこととする
2. 年会費は、毎年4月を期の始まりとし、期ずれ入会の場合でも同様とする。
3. 入会金、年会費の支払いは請求書到着後1か月以内に指定の口座に支払うものとする。

第四条（会員特典）

1. 当法人主催の各種セミナー、勉強会への無料参加。
2. 当法人監修・主幹のフェア、説明会への特別価格参加。

第五条（脱退）

会員・賛助会員・個人会員が脱退しようとするときは、予め当法人に届出て脱退するものとする。期の途中で脱退については、年会費の返金はしないものとする。

第六条（除名）

当法人は、下記の一に該当する会員・賛助会員・個人会員を除名することができる。

1. 当法人の事業及び運営を妨げようとした場合。
2. 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした場合。
3. 犯罪その他の信用を失う行為をした場合。
4. 入会金・年会費の納入を滞納した場合。

第六條（協賛金）

企業・学校法人・団体・個人から協賛金を受けた場合には、会員校の学生及び生徒に対し、奨学金として給付する。

尚、協賛金は「一口50,000円」とする。給付する会員校の選定は、理事会にて決定する。